

平成十八年十月三十一日受領
答弁第一〇三号

内閣衆質一六五第一〇三号

平成十八年十月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出本省課長職を経験しない外務省職員の大使人事に関する再質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出本省課長職を経験しない外務省職員の大使人事に関する再質問に対する答
弁書

一について

御指摘の特命全権大使の氏名、任国及び発令日は次のとおりである。

- ①平松弘行、エクアドル、平成十四年九月三十日、②牧谷昌幸、スーダン、平成十五年一月十七日、③夏目高男、バーレーン、平成十五年五月九日、④櫻井寛、ジャマイカ、平成十五年七月二十二日、⑤四之宮平佑、グアテマラ、平成十六年一月十六日、⑥白川光徳、ボリビア、平成十六年一月十六日、⑦安部忠宏、アゼルバイジャン、平成十六年九月十三日、⑧岡本博美、ガボン、平成十六年十二月十日、⑨菊池龍三、ウガンダ、平成十七年三月十五日、⑩片岡林造、ギニア、平成十七年五月十七日、⑪柴田進、アンゴラ、平成十七年五月十七日、⑫長井忠、セルビア・モンテネグロ、平成十七年九月六日、⑬花形莞司、パプアニューギニア、平成十七年十月十四日、⑭飯野建郎、パラグアイ、平成十八年二月十七日、⑮飯山常成、スロベニア、平成十八年三月十四日、⑯津嶋冠治、ルーマニア、平成十八年三月十四日、⑰小河内敏朗、リビア、平成十八年三月十五日、⑱関興一郎、トリニダード・トバゴ、平成十八年三月十五日、⑲吉川毅

男、ジンバブエ、平成十八年三月十五日、⑳三木達也、モザンビーク、平成十八年四月十二日、㉑乳井忠晴、マダガスカル、平成十八年五月二十五日、㉒小畑正比呂、ジャマイカ、平成十八年九月十二日、㉓石井祐一、スーダン、平成十八年十月三日

二について

御指摘の方針はいわゆるI種職員についての原則的措置を定めたものであるが、一について述べた特命全権大使二十三名のうち、いわゆるI種職員は四名である。